## **Property rights go East**

## 中国における知的財産権

Nature Vol.438(420-421)/ 24 November 2005 David Cyranoski

中国の特許権に対する取り組みが大きな転換期を迎えている。David Cyranoski が報告する。

北京や上海の街を歩いていると、海 賊版 DVD や偽物のロレックス時計を 売る店を何軒も目にする。これを見 て多くの旅行者は、特許権が中国国 内でまったく保護されていないと単 純に思い込む。

しかしあまり知られていないことだが、その舞台裏で中国は、知的財産保護への取り組みを急速に強化してきているとみる知的財産権の専門家が増えている。そうした専門家たちは、特許権侵害を恐れて中国への進出を避けてきた研究集約型産業の各企業が、中国国内で急増中の、適切に保護された数多くの発明を利用するチャンスを実は逃がしているのかもしれないと指摘する。

北京大学分子医学研究所の開設を記念して、2005年10月17~18日に開催されたフォーラムでは、これらの論点が大きく取り上げられた。知的財産研究所(ロンドン)の会長Ian Harveyは、会場を埋めつくした研究者や製薬会社関係者を前に、中国の知的財産保護の状況について意外なほど楽観的な報告を行った。

「法的インフラは世界でもトップクラスだ」と話す Harvey は、ブリティッシュ・テクノロジー・グループの前会長で、30年前から中国を訪れている。北京にある国家知識産権局(特許庁)は、「良質な特許をリーズナブルなコ

スト」で付与すると彼はいう。中国の 知的財産基本法は、1984年に制定さ れて以来、数回の改正を経ている。ま た、国家知識産権局では、2001年の 世界貿易機関(WTO)加盟以降、数 百人の審査官を新規採用している。

## 特許付与件数の増加

中国が知的財産保護に真剣に取り組 むようになったことには、十分な理 由がある。中国国内で自分たちが取 得する特許件数が増えているのだ。 Harvey のデータによれば、2002年 の中国の大学からの特許出願数は米 国のそれに匹敵し、英国の6倍にも なる (グラフ参照)。 出願特許の内容 にはバラツキがみられるのかもしれ ないが、特許出願が活発になってい るという事実は否定できない。香港 大学の副学長 Paul Tam は、中国の 知的財産重視の傾向は大学での研究 活動のあり方を変えつつあるとし、 「特許が研究レベルの証だと考えられ るようになってきている」と話す。

「中国人民が数千件の特許を所有しているという事実ほど、特許の保護にとってよい状況はない」。こう語るのは、製薬メーカー Wyeth 社(米国マサチューセッツ州)の心臓血管・代謝疾患部門の責任者である Robert Schaub だ。先のフォーラムに出席した数多くの製薬会社の関係者とと

もに、Schaub も中国での共同研究の機会を積極的に探っている。

中国の特許制度における弱点は、法の執行にある。この問題が未解決であることは Harvey も認識していて、北京や上海といった沿岸部の都市では裁判所による特許法の執行が行われているが、内陸部の一部の地域ではそれが行われていないという極めて対照的な状況が存在するのだという。しかし特許侵害訴訟を審理する裁判所の数は増えており、迅速に判決を得られることが多くなっている。訴訟費用も低めである。Harveyによると、訴訟は通常1年未満で結審する。これに対してドイツでは18か月、英国では2年、米国では5~6年を要している。

特許法の執行は実効性をあげ始めている、と北京に本拠を置く法律事務所Liu, Shen & Associates のパートナーJianyang Yu はいう。特許侵害訴訟の提訴要件となる最低損害額が2004年の最高人民法院判決によって引き下げられ、訴訟を起こしやすくなった。2004年に中国国内の裁判所で審理された特許侵害訴訟の数は2,500件を超え、2003年比で20%増となった。「訴訟件数の伸びは、法制度に対する信頼の高まりを表している」とYu は話す。

それでも、まだ多くの企業は納得していない。中国で特許出願をすると偽物作りに情報を漏らすことになりかねないとして、一部の企業が中国国内で特許出願をしない状況を指摘するのは、Taylor Wessing 法律事務所(上海)に所属する弁護士



NTERLLECTUAL PROPERT INSTITUTE

Ralph Koppitz だ。彼は以前、欧州 商工会議所の中国事務所知的財産部 に勤務していた。

特許保護制度が施行されると、こうした戦略は大きな負担となって跳ね返ってくる危険性があると Koppitz は説明する。「多くの企業は、いざ特許侵害訴訟を提起しようとして、中国国内で特許を得ていなかったことに気づくのだ」。

このような見方に懐疑的な論者は、ファイザー社の勃起不全治療薬「バイアグラ」を例に挙げて、中国の特許保護に対する手ぬるさを指摘することがある。「バイアグラ」の特許は中国国内の裁判所で無効とされ、現在控訴中である。「バイアグラ」はもともと心臓血管疾患の治療薬として特許を付与されたものだが、この訴訟ではファイザー社が同剤の二次用間題が複雑化している、とNuPharm Intellectual Property(英国ホームズチャペル)に所属する特許専門の弁護士である Steve Smith は指摘する。

## 少ない紛争

Smith は、中国における大規模な知的財産権侵害に対する不安について、製薬のような科学主導型産業の企業にとって「現実問題というよりは意識の問題なのだと思う。具体例をたずねても、実際に挙げられる人はいない」と話す。

製薬業界では、特許をめぐる紛争はわずかしかみられない。これに対し、他の業界では紛争の数が増えている。これについて Yu は、新薬開発や臨床試験のコストが非常に高いため、初めから裁判に持ち込まれても勝てるような薬剤を使ったビジネスを考える人がほとんどだからだと説明する。「他人の特許を侵害する可能性のあるような会社に 1,000 万ドル

中国におけるバイアグラ(ファイザー社)などの薬剤のコピー品生産販売は、まもなく衰退する可能性があるといわれている。

(約 12 億円)を投資する人がいるだろうか。十中八九いないだろう」。

これに対して中国における商標保護の問題や偽医薬品も含む工業製品の偽造は、未解決の重大問題である。地方都市の裁判所は、地元の偽物メーカーに制裁を発動しないと Koppitz はいう。しかし、研究に基づく新たなアイデアは有効に保護できるため、それに気づいたハイテク企業が中国への委託研究を増やしている。

このようなトレンドの恩恵を受けている企業の1つがWuXi PharmaTech社(上海)だ。同社は 2001年に創業したばかりだが、すで に世界の製薬会社のトップ20社のう ち、18社の薬剤を受託生産している。

アイデアの盗用が大きな脅威であることは、同社社長の Ge Li も認めている。そこで Wu Xi 社の工場では、厳重なセキュリティー体制が敷かれている。相手方企業から受け取った資料についてはデジタルコピーを作成し、公証人に認証してもらい、特許紛争になったときにその文書を先例とできるようにしている。「顧客企業は、私たちの会社を訪れると安心して帰っていく」と Li はいう。

しかしLiの最強の武器は、不正行為を行う従業員に対して、法的制度に訴えることも辞さない点にある。もし社内で知的財産と関係するものを盗む者がいれば、「その責任を追及する。知的財産の保護は、我が社にとっての生命線だ」。

このような献身的な姿勢が、研究指向型の企業を納得させている。 2004年11月、ロシュ社が中国での 開発部門の開設を発表し、2005年は ノバルティス社がそれに続いた。

今はしずくのような小さな流れも、 中国の研究施設がみせている科学的 技能の向上と、中国の製薬市場の拡 大(2004年には前年比28%増の 200億ドル市場に成長、世界第7位 となった) に企業が呼応するようにな れば、まもなく洪水のような流れとな る可能性がある。また、中国人研究 者やエンジニアによる米国特許の出 願件数は、2002年に約600件だっ たものが、昨年は1800件となった。 中国をより真剣に考えるときがきて いると Harvey は断言する。そして、 「中国は知的財産の主要国の1つにな るだろう。場合によっては最強国とな る可能性もある」と話した。